

## 第4章 具体的な施策の展開

## 第4章 具体的な施策の展開

### 1. 計画の内容

#### 基本目標 1. 子どもを育てることに魅力を感じるまちづくり

##### (1) 子育てを支援する施設整備の推進

方向性	方策(事業)
① 地域子育て支援拠点の整備	◆地域子育て支援拠点の充実
② 子育てサロン等の整備	◆地域子育て支援センター及び子育て支援拠点における子育てサロンの開催 ◆「おもちゃルーム」の実施(社会福祉協議会)
③ ファミリー・サポート・センター事業の充実	◆協力会員・依頼会員の増加 ◆サポート体制の強化
④ 児童館の整備・充実	◆西側地区に児童館を整備

#### 【現状と課題】

かつては隣近所で支えあいながら子育てが行われる中で、子どもだけでなく、親同士も育っていくという地域における、いわゆる「子育て力」・「教育力」ともいえるべきものがありました。しかし、核家族化、都市化の進展に伴う近隣住民同士の交流の希薄化により、特に在宅で子育てをしている人が孤立化しているという状況があります。そこで、子育てを「生きがいのあるもの」「楽しいもの」と思えるように地域や社会が家庭の子育てをサポートしていく必要があります。

本市では、次世代育成支援行動計画の実施期間中に、保護者が徒歩または自転車で行くことができる範囲に、子育てを支援する施設を整備し、平成22年8月に県から「地域子育て応援タウン」として認定されました。

現在、地域の子育て支援の中心となるべき「地域子育て支援拠点」は、次の表のような配置となっています。

市内の地域子育て支援拠点

西側地区	東側地区
日出谷子育て支援センター 川田谷子育てサロンMama. F	駅前子育て支援センター イーストキッズらんど Coccoひろば坂田 児童館

拠点は中学校区に1つ以上あることが望ましいということから、次世代育成支援行動計画の実施期間中に3か所あった「地域子育て支援拠点」に加え、さらに3か所を開設しました。これらの拠点では、地域で子育てをしている保護者と子どもをサポートするような運営が望まれます。

また、現在、駅前・日出谷子育て支援センターでは、親子や親同士の交流の場である「子育てサロン」を開催し、生後10か月までの「ぴよぴよサロン」、双子や未熟児で生まれた子をもつ親のための「めだかサロン」などを行っていますが、今後は、発達段階や子どもの状況に応じて質・量と

もに充実させることも求められています。

ファミリー・サポート・センター事業も広がりを見せていますが、保護者の仕事と育児の両立やリフレッシュなど、利用者の要望に応えられるよう、援助を受けたい者（依頼会員）と援助を行いたい者（協力会員）の登録者を増やし、内容の充実を図っていく必要があります。

児童館については、平成26年4月に東側地区の児童館がリニューアルオープンしましたが、西側地区にも児童館を整備することが求められています。

今後、子育てを支援する施設整備のさらなる促進を図るとともに、子育て支援拠点施設における利用者が増えるように広報活動や仕組みづくりを行っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①地域子育て支援拠点の整備	親同士の交流の場として、「子育てサロン」を開催している「地域子育て支援拠点」について、さらに事業の充実を図ります。本計画の実施期間中に7か所目の設置を目指します。既存の施設の活用も視野に入れながら整備を進めていきます。
②子育てサロン等の整備	子育て中の保護者が子どもを遊ばせながら親子・親同士の交流ができるように、さらに基盤を整備します。サロン活動のさらなる充実を目指して、子育て支援センター及び子育て支援拠点において子育てサロンを開催します。
	子育てサロン等への参加を促す広報活動を推進します。
	地域福祉活動センターの子ども室で「おもちゃルーム」を実施し、保護者の交流を深め、さらに子育てを地域で支えます。
③ファミリー・サポート・センター事業の充実	利用者の要望に応えられるよう協力会員と依頼会員の両会員を増やします。
	引き続き制度の周知を図るとともに、組織と内容の充実に努めます。
	サポート体制を強化し、活動件数を増やします。
④児童館の整備・充実	東側地区にある児童館において、子どもの活動拠点と居場所づくりを推進します。また、子どもの遊びや体験活動を充実させるため、西側地区に児童館を整備します。

## 第4章 具体的な施策の展開

### (2) 子育てを支援するサービス体制の充実

方向性	方策(事業)
① 相談事業の充実	◆利用者支援の充実 ◆育児・栄養相談事業の充実 ◆「こどもと家庭なんでも相談」の充実 ◆障害児・者が自立した地域生活を営めるための相談事業の充実(計画相談支援・障害児相談支援の充実) ◆教育相談の充実(さわやか相談員・教育センター) ◆「いつでも子育てメール相談」の充実
② 多様な人材の確保と活用	
ア ボランティア等の育成・支援	◆ボランティアやNPO法人の育成・支援の実施
イ 地域人材の活用	◆人財バンク事業・職員出前講座事業の実施 ◆里親制度の普及・啓発の促進
ウ 在宅家事援助サービスの実施	◆在宅家事援助サービスの実施(社会福祉協議会)
③ 子育て支援ネットワークづくりの推進	◆地域育成活動の推進(子育て支援団体の活動支援) ◆子育てグループのネットワークづくりの推進

#### 【現状と課題】

本市のニーズ調査では、子どもをもつ保護者のうち、「子育てに関して日常悩んでいること・気になること」について、就学前においては27.4%、小学生においては27.7%の方が、「子どもを叱りすぎているような気がする」と回答しています。

このような自分の育児に自信がもてないことや子どもの病気・発育や発達に関する不安感に対して、母親や父親が安心して育児ができるような環境を整備することが必要です。

平成18年に子育て支援センターが設置されたことや相談体制を充実させたことにより、相談件数が増加しましたが、保護者が安心して気軽に相談できる仕組みをさらに創意工夫していくことが大切です。また、相談の中には緊急対応をしなければならないケースもあるため、関係機関の連携体制の整備や、「いつでも子育てメール相談」など幅広い相談手段の活用が望まれます。

本市では、自治会による小学生の下校時の見守り活動やふれあい交流会など、地道な活動が日々継続されています。

また、子育てボランティアの育成や、子育てグループやNPO法人に対する活動場所の提供、里親制度の啓発活動、さまざまな子育て情報の提供などの支援を行うことも重要です。

行政や専門機関と市民による有機的なネットワークを構築し、きめ細やかな子育て支援を目指します。

【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
<p><b>①相談事業の充実</b></p>	<p>子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する「利用者支援」について推進し、本市では、利用者支援に取り組む職員の配置を行います。</p> <p>子育て、保健、教育、福祉などさまざまな分野での相談を充実させるとともに、関係機関や専門機関と連携を取りながら事業の充実を図ります。</p> <p>子育て支援センターにおける育児・栄養相談事業の充実を図ります。</p> <p>家庭児童相談員による「こどもと家庭なんでも相談」について、気軽に相談でき、それを支援する体制の充実を図ります。</p> <p>障害児・者が自立した地域生活を営めるための相談事業の充実を図ります。障害のある子どもと保護者が福祉サービス等を円滑に利用できるよう支援します。</p> <p>不登校児童生徒への支援として、「さわやか相談員」や「教育センター」への教育に関する相談を受けるための体制の充実を図ります。</p> <p>「いつでも子育てメール相談」については、子育ての悩みや疑問について相談を受け付け、早期対応します。</p>
<p><b>②多様な人材の確保と活用</b></p> <p>ア ボランティア等の育成・支援</p> <p>イ 地域人材の活用</p> <p>ウ 在宅家事援助サービスの実施</p>	<p>本市では、「協働のまちづくり支援事業報告会」などの開催を行っていますが、引き続き、地域の活動支援及び新たな社会資源の発掘を支援します。</p> <p>地域住民の活動の促進を図り、地域の人材の育成と活用に努めます。本計画の実施期間中に、市民活動サポートセンターを活用した団体育成及び支援を行います。</p> <p>子育て支援ができる人材の確保を図り、市民による子育て支援の仕組みを構築するために、人財バンクの利用を促進し、人財バンク登録者及び職員出前講座の該当講座に関して、利用等の希望に対応します。</p> <p>里親制度の普及・啓発を図ります。</p> <p>市民相互の助け合い活動を通して、出産や病気・けが等のために家事が困難な方に、有償で掃除・調理・送り迎え等のお手伝いを促進します。</p>
<p><b>③子育て支援ネットワークづくりの推進</b></p>	<p>子育てを地域で支援するために、さまざまな団体やグループ、サークルに対し、活動場所の提供・情報の提供などの支援ができるように環境を整備します。</p> <p>地域における育成活動を活発にするために、子育て支援団体、グループ、サークル等の代表者会議による情報交換などの活動を推進し、子育てグループ・団体におけるネットワークづくりを支援します。</p>

## 第4章 具体的な施策の展開

### (3) 子育て家庭の経済的負担の軽減

方向性	方策(事業)
① 支援制度の充実及び周知・利用の促進	◆経済的支援に関する子育て支援制度の周知・利用の促進 ◆出産・子育てに関する経済的支援の実施 ◆幼児2人同乗用(3人乗り)自転車購入費補助の実施 ◆家庭保育室保護者助成金の実施
② 医療費負担の軽減	◆こども医療費の助成
③ 教育費負担の軽減	◆幼稚園就園奨励費補助事業の実施 ◆就学援助事業の実施

#### 【現状と課題】

子育てについての経済的負担感は、少子化の要因の一つと言われますが、「子どもは次代の担い手である」という観点から、子育て費用については、子どもをもつ家庭だけでなく、社会全体で負担していくことが重要です。

本市では、平成21年10月から「こども医療費」の支給対象年齢を小学校修了前から中学校修了前まで年齢拡大してきました。平成25年11月に実施したニーズ調査で福祉医療費の窓口払い廃止の意見が多く寄せられましたが、平成26年4月から市内の医療機関での窓口払いの廃止を実施しました。

さらに、制度充実のための補助金に関し、県に対し要望を行いました。このような実情も含めて、こども医療費の内容について、広く市民への広報活動を進める必要があります。

#### 【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①支援制度の充実及び周知・利用の促進	児童手当、こども医療費、ひとり親家庭等医療費制度など、子育て家庭を支援する各種援助制度を有効に活用できるよう、案内冊子配布や市ホームページで周知・広報を図ります。
	「子育て支援ガイドブック」については毎年度、子育て応援サイト「ママフレ」について随時更新していきます。
	出産や健康診査などの子育てに関する経済的支援を実施し、引き続き負担軽減を図ります。
	幼児2人同乗用(3人乗り)自転車購入費補助について、引き続き実施します。
	家庭保育室を利用する保護者に対して、当面の間、経済的負担の軽減を図ります。
②医療費負担の軽減	子育て家庭が安心して医療を受けられるよう、中学校修了前までのこども医療費の助成をします。市内の医療機関については、窓口払い廃止により、医療費の負担軽減を引き続き行っていきます。
③教育費負担の軽減	施設型給付を受けない幼稚園に通う保護者に対する幼稚園就園奨励費補助事業を実施していきます。
	就学援助事業については、経済的に困難である保護者に対し、就学費用の援助を引き続き行います。

(4) 子どもと親の健康づくりの推進

方向性	方策(事業)
① 総合的な母子保健事業の推進	◆妊婦健康診査の実施 ◆乳幼児健康診査の実施 ◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施 ◆健康相談の実施 ◆訪問指導の実施 ◆予防接種事業の実施 ◆思春期相談の充実 ◆養育支援訪問事業の実施検討
② 小児医療体制の継続	◆小児初期救急医療の充実 ◆小児二次救急医療の充実
③ 食育の充実	
ア 保健センター事業での食育の充実	◆食育普及の促進 ◆栄養相談の充実
イ 子育て支援センター事業での食育の充実	◆栄養相談の充実
ウ 保育所事業での食育の充実	◆食育公開講座の実施 ◆食育普及の実施
エ 学校教育での食育の充実	◆食育講座の実施
④ 健康教育の充実	◆防煙健康教育講演会の開催 ◆薬物乱用防止教育講演会の開催 ◆心身の健康維持に関する生活習慣指導の実施

【現状と課題】

子どもが健やかに成長するためには、子どもの病気・発育や発達に関する保護者の不安感に対して、安心できる環境や安心して子どもを出産できる環境整備が必要です。本市では、夜間や休日の急な病気に対応するため、小児初期救急当番医の体制をとっています。ニーズ調査では、小児救急電話相談事業（#8000）の認知度は6～7割、利用度は3～4割であり、小児初期救急医療体制を活かすためにも、小児救急電話相談事業や小児初期救急当番医の周知を図る必要があります。また、市内に出産できる医療機関がないため、産婦人科の誘致は大きな課題となっています。

子どもと親の健康を保つためには、妊婦健康診査や乳幼児健康診査の受診を勧め、異常を早期発見するだけでなく、保護者の不安や悩みを解消し安心して育児ができるよう支援することが重要です。

「食」に関しては、子どもの肥満や生活習慣病等の問題や子どもが一人で食事をする「孤食」等の課題があります。本市では、保育所における食育講話や「エプロンシアター」の開催、保健センターや公民館において「親子料理教室」の実施、また学校給食や授業の中で食育に取り組んでいます。引き続き地域や学校等における食育を推進していくことが大切です。

また、子どもの健康を害する喫煙や薬物については、学校において「防煙健康教育講演会」や「薬物乱用防止教育講演会」などを実施しています。今後も、子どもが主体的に自分の健康を守るような取組をしていく必要があります。

【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①総合的な母子 保健事業の推 進	子どもの健やかな成長のために、保健・医療・福祉の連携を図り、健康診査や予防接種事業、相談事業等、総合的に母子保健事業を推進します。
	妊婦が安心して出産できるように出産準備教育（マタニティクラス・パパママ体験クラス（両親学級）など）を引き続き実施します。
	出産後、保護者の育児不安を軽減し、子どもが健やかに育つよう乳幼児健康診査、健康相談、家庭訪問等、さまざまな機会を利用し、保護者を支援していきます。
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、母親同士の交流の場をつくり地域での仲間づくりを進めることで、乳児の健全な育成環境を整えます。また、要支援訪問事業の実施検討を行います。
	思春期から青年期にかけて子どもたちが安心して相談できる体制を整備し、保健所等の関係機関との連携を図ります。
②小児医療体制 の継続	小児医療は安心して子どもを産み育てるための基盤です。引き続き小児初期救急医療と小児二次救急医療の体制を継続します。
③食育の充実	食は人間性の形成と家族関係をはじめとする人間関係づくりの基本です。健康な生活と食事への配慮、望ましい食習慣の形成のため、「食育」を推進します。
ア 保健センター 事業	マタニティクラス、ベビーもぐもぐクラス、乳幼児健康診査、相談事業の中で食育普及と栄養相談の充実を図ります。
イ 子育て支援セ ンター事業	子育てサロンでの栄養相談の充実を図ります。
ウ 保育所事業	地域の親子を対象とした食育公開講座を実施します。
	保育所の乳幼児を対象とした食育普及を実施します。
エ 学校教育での 食育	栄養士や給食調理員による食育講座を実施します。
④健康教育の充 実	喫煙や薬物の使用について各学校で「防煙健康教育講演会」、「薬物乱用防止教育講演会」を引き続き開催し、子どもが主体的に自分の健康を守るよう取り組みます。
	心身の健康維持に関する生活習慣指導の継続実施を図ります。



(5) 潤いのあるまちづくりの推進

方向性	方策(事業)
① 子どもの体験活動の充実 ア 子どもの体験の場の提供 イ 地域交流活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校休業日のおはなし会の開催 ◆夏休み子ども体験教室等の開催（けやき文化財団） ◆各種スポーツ教室の開催（施設管理公社）</li> <li>◆子ども料理教室の開催 ◆おけがわ春のふれあいフェスタへの参加促進</li> <li>◆スポーツ少年団の活動の普及</li> </ul>
② 遊び場の確保 ア 公園・広場等の整備 イ 既存施設の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公園・広場等の整備の推進</li> <li>◆既存施設の利活用</li> </ul>
③ 子どもが安全に育つまちづくりの推進 ア 交通安全の推進 イ 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交通安全教室の開催 ◆自転車運転免許講習の開催</li> <li>◆防犯パトロールの実施</li> <li>◆「こども110番の家」事業の実施</li> </ul>
④ 公共施設等のバリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道路整備の推進</li> <li>◆公共施設のバリアフリー化の推進</li> </ul>
⑤ 潤いのある環境の保全・整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公園や保存樹木などの整備</li> </ul>

【現状と課題】

遊びは子どもの生活そのものであり、遊びによる豊かな経験は、子どもの心身の健全な成長のためにきわめて重要です。子どもが健康な心を育むよう、学校と地域の連携をもとに体験の場を提供する必要があります。子どもがさまざまな体験を通して自立かつ主体的に行動できるように支援していくことが大切です。そのために、社会参加できる機会を増やしていくことが求められています。

本市は、都心から約40kmの距離でありながら、雑木林などの多くの緑が残されてきました。「川田谷こどもの森」や公園なども整備されてきましたが、子どもの遊び場の確保はまだ十分とはいえません。ニーズ調査では、行政サービスへの要望として6~7割近くが「家の外で子どもが遊べる場を増やしてほしい」と回答しています（就学前59.2%、小学生67.6%）。子どもが安心して遊べる場や都市公園など、子どもが育つための環境を保全し、整備していく必要があります。

地域交流活動の促進を進めるために、児童館や課外授業等での交流の機会を引き続き提供することが求められます。

また、交通事故や犯罪が発生している中で、子どもも大人も交通事故や犯罪を起こさない、また巻き込まれないような安全で安心して生活できる地域づくりをしていくことが求められています。

誰にとっても外出しやすいまちづくりのためには、道路の段差の解消や歩道の整備、公共施設などのバリアフリー化など、暮らしやすい生活環境を整備していくことが必要になります。

【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
<b>①子どもの体験活動の充実</b> ア 子どもの体験の場の提供  イ 地域交流活動の促進	地域にある子ども会に参加しやすい状況を目指し、自治会活動を通じてさまざまな体験ができるよう自治会へ要請を図ります。そのために、本計画の実施期間中も、自治会館の整備、備品購入、地域広場等への助成を行います。
	図書館などで体験型事業（おはなし会など）を開催し、子どもの参加を促進します。
	夏休み子ども体験教室等を開催します。
	各種スポーツ教室を開催します。
	保育所や放課後児童クラブ、児童館などで世代間交流ができるような行事（児童館での料理教室など）を実施します。
	おけがわ春のふれあいフェスタへの参加を促進します。
	子どものスポーツ体験活動の一つであるスポーツ少年団活動の普及を図ります。
学校の総合的な学習の時間や道徳の時間などに、引き続き地域の高齢者などを講師として招き交流を深めることができるように支援します。	
<b>②遊び場の確保</b> ア 公園・広場等の整備 イ 既存施設の活用	休日などに子どもを連れてのびのびと遊べる都市公園、身近な場所で子どもが安心して遊べる児童遊園地、地域子ども広場等についても整備を推進します。
	児童館や学校の余裕教室、公民館などの既存施設を利活用し、子どもの遊びや体験活動の充実を図ります。



写真：城山公園

方向性	方策(事業)の内容
③子どもが安全に育つまちづくりの推進	
ア 交通安全の推進	交通安全のための活動を市民の方々の協力を得ながら、引き続き実施します。
	交通安全教室や自転車運転免許講習を引き続き実施します。
	歩道と車道の分離や道路照明の整備により、安全対策を推進します。
	子どもを巻き込んだ交通事故の発生件数を減らします。
イ 防犯対策の推進	非行防止・防犯パトロールの活動を市民の方々の協力を得ながら引き続き実施することを通して、犯罪事件の発生件数を減らします。
	本市のPTA 連合会による「こども110番の家」事業について、子どもが危険に遭遇したり、困りごとがあるとき安心して立ち寄れる民間協力の拠点としての活動を支援します。本計画の実施期間において、登録者の増加を図ります。
④公共施設等のバリアフリー化の推進	新しい公共施設等は法律に基づいてバリアフリー化されていますが、古くからある公共施設等もバリアフリー化を進めていきます。
	桶川駅の東口については、歩道と車道を分離するなど、バリアフリー化を図ります。駅前広場や駅通りの整備を推進します。
	子どもが安全に外出できるよう道路整備を推進します。通学路の安全確保に重点を置き、整備を進めます。
⑤潤いのある環境の保全・整備	都市化によって少なくなっている巨樹・巨木について、保存樹木の指定を継続、推進します。
	屋敷林などの樹林は、ライフスタイルの変化にともなって量的な減少と質的な変化が見られます。緑のある公園や保存樹木などの整備や自然環境保全に努めます。



◇コラム◇

「屋敷林」とは？

関東平野では、冬になると、からっ風と呼ばれる北風が強く吹きます。シベリアからの湿った冷たい風が山を越えてからは乾燥した冷たい風になります。この風を防ぐために、古い家の北側にはカシやケヤキなどが植えられています。この家の回りの林を「屋敷林」と言います。昔の人は、木を切ってまきや炭にして、燃料に使いました。また、落ち葉を畑の肥料にして、作物を作りました。

このような「屋敷林」について、桶川市では現在も手入れが十分にされているものも多く、桶川市郊外の特徴的な緑の景観要素となっています。

一方、生活様式の変化から管理があまり行われなくなり、相続時に手放されたり、皆伐されたりするものも多い状況です。

(「桶川市緑のまちづくり基本計画」等参照)

基本目標2. 安心、よろこび、生きがいを感じて子どもを育てられるまちづくり

(1) 幼児期の教育・保育サービスの充実

方向性	方策(事業)
① 多様な教育・保育サービスの充実	
ア 教育・保育施設の整備	◆3歳未満児の入所枠の拡大 ◆教育・保育施設の整備：認定こども園、保育園、家庭的保育、小規模保育、居宅型訪問保育、事業所内保育
イ 保育の充実	◆乳児保育の充実 ◆延長保育の充実 ◆一時保育の充実 ◆ショートステイ及びトワイライトステイの実施検討
ウ 病児・病後児保育の充実	◆病後児保育の周知及び内容の充実 ◆病児保育の実施検討
エ 混合保育の充実	◆幼稚園・保育所での受け入れ体制の充実
② 教育・保育施設の多機能化の推進	
ア 地域交流会「あそぼう会」の充実	◆地域交流会「あそぼう会」の充実
イ 親支援事業の充実	◆親支援事業の充実

【現状と課題】

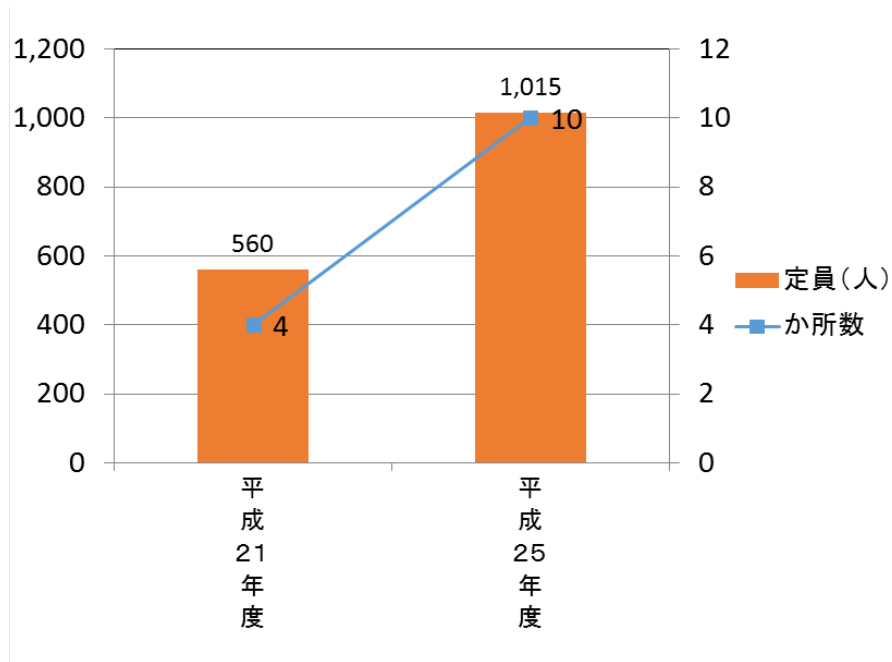
本市の児童人口は減少傾向にありますが、保育所利用児童数は増加しています。パートタイム労働、期間雇用、派遣労働、自営など、就労形態もさまざま、これに対応した保育の形態、幅広い時間帯での保育を求める声が高まってきています。また、保育所への通常入所以外の保育サービスについても、家庭で保育する保護者やその就労形態に合わせた一時的な保育、短期間の保育、夜間に就労する保護者への対応なども求められています。

現在の本市の保育所について、右ページのグラフのように整備されてきましたが、低年齢児の入所の需要が多いことから、その入所定員枠の拡充が必要とされています。

こうした中で、国が示す基本的な指針では、幼児期の教育や保育の量的な拡充と質的改善を図ることが必要であると示しています。

全国では保育所の待機児童数は2万人以上とされており、本市についても、保育所の待機児童の解消が課題となっています。本計画において、「待機児童解消加速化プラン」の平成29年までに待機児童を解消するという国の方針に基づき、国や県と連携を図りながら施策を展開していくことが必要です。

### 市内保育所の定員数と箇所数



#### 【施策の方向性】

次の3つを施策の基本方針とします。

- 子育てを社会全体で支援する。
  - 国や県と連携し、地域の実情に応じて質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援する。
  - 障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子どもなど、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするために市、県、国は、必要な支援を行うことが求められる。
- (平成26年7月『教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』より抜粋)

## 第4章 具体的な施策の展開

方向性	方策(事業)の内容
①多様な教育・保育サービスの充実	<p>就学前児童に対する保育所定員の 1,015 人（平成 25 年 4 月現在）から平成 29 年度までに 1,110 人に拡大することで待機児童の解消を目指します。</p> <p>本市でも共働き世帯の増加と就労の多様化が今後さらに進行し、保育ニーズの増大が予想されます。「子どもの最善の利益」が実現されるために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を適切に提供することに努めます。</p> <p>教育・保育サービスについて本市が中心的に取り組む施策は、すべての年齢に対する切れ目のない、かつ多様なニーズに応じた乳幼児保育サービスの充実であることから、次の施策の充実を推進します。</p>
ア 教育・保育施設の整備	<p>保育を必要とするすべての児童が保育を受けることができるように、平成 29 年度までの保育所の待機児童ゼロを目指し、現在 1,015 人の定員枠の拡大を進めます。施設整備については、保育所の開設により、3歳未満児（低年齢児）の入所枠の拡大を図ります。</p> <p>認定こども園については、2 園の増設を図ります。家庭的保育、小規模保育、居宅型訪問保育、事業所内保育など地域における保育の多様な形態についても支援をします。民営の認定こども園など、民間活力を導入するとともに、幼稚園に対して認定こども園への移行について推進します。</p> <p>また、保育所の受入体制に関して、兄弟姉妹での入園などの要望に配慮した体制の継続を図ります。</p> <p>保育施設の整備にあたっては、地域の特性や需要の分布を考慮しながら施設の整備を図ります。</p>
イ 保育の充実	<p>通常保育の他、乳児保育の充実、延長保育の充実、一時保育の充実を図ります。また、ショートステイ実施の検討、トワイライトステイ(*1)実施の検討を行います。民間保育所と連携をとりながら各種事業の充実を図ります。短時間で働く保護者に対応する特定保育事業については、通常保育の受け入れ枠で対応します。夜間保育・休日保育事業については、利用しやすい環境を整えます。幼稚園以外での一時預かりについては、保護者への経済的支援を引き続き行います。時代のニーズに柔軟に答えられるよう、さらに取り組みます。</p>
ウ 病児・病後児保育の充実	<p>病児・病後児保育の充実について、病後児保育は平成 19 年度から実施していますが、今後は制度の周知・充実を図ります。また、医療機関との連携が必要であるという点から、実施に向けて課題がありますが、今後とも実施に向けて関係機関と協議しながら、病児保育の検討を行います。</p>

(\*1) トワイライトステイ：保護者が仕事等の理由により平日の夜間に家庭において児童の養育をすることが困難になった場合等に児童養護施設等で夜間に預かる事業

方向性	方策(事業)の内容
<b>エ 混合保育の充実</b>	混合保育については、発達に遅れや障害のある子どもが地域で健やかに育つよう、幼稚園や保育所での受け入れ体制を充実させます。 また、受け入れ機関で専門的なケアが受けられるよう継続して支援します。引き続き巡回相談及び保育所等訪問支援を実施し、発達に遅れや障害のある子どもの受け入れ体制の充実を図ります。
<b>②教育・保育施設の多機能化の推進</b> <b>ア 地域交流事業「あそぼう会」の充実</b> <b>イ 親支援事業の充実</b>	地域の子育て支援については、子育て支援センターが主にその役割を担いますが、保育所もそれぞれの地域において、子育てを支援していくことが求められています。本市では、地域交流事業「あそぼう会」を実施していますが、さらに内容の充実に努めます。 育児を巡る今日的課題として「親の養育力」が低下している現在、子育てに関する相談を受けたり、保育参加事業などの親支援事業の推進を図ることにより、保育所の多機能化を推進していきます。 園庭開放、認定こども園での地域子育て支援事業、親の保育士体験事業などの充実を図ります。

## 第4章 具体的な施策の展開

### (2) 放課後の居場所づくりの充実

方向性	方策(事業)
① 放課後児童クラブの充実	◆受け入れ体制の充実(施設整備の推進) ◆運営体制の充実(障害児受け入れ体制の充実) ◆放課後子供教室等との連携
② 放課後子供教室の充実	◆実施校の増設 ◆放課後児童クラブ等との連携
③ 児童館の充実	◆児童館の整備 ◆活動内容の充実

#### 【現状と課題】

放課後児童クラブについては、現在、公立10か所、民間1か所の計11か所のクラブを設置し、放課後から午後7時まで開室しています。待機児童があることから、朝日放課後児童クラブの増設などで定員の確保が必要です。

子どもが生き生きと楽しく生活するためには放課後児童支援員によるきめ細かい支援が必要です。高齢者や子育て支援員の認定を受けた補助員など多様な人材の活用についても検討が必要です。

また、児童福祉法の改正により、これまで概ね10歳未満(小学校4年生)まで受け入れることとされていましたが、平成27年度からは小学校6年生まで拡大されます。

桶川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行により、平成27年度から定員を概ね40名以下で新設することとなっています。引き続き施策を進めることにより、ゆとりある規模の放課後児童クラブを整備していくことが求められています。「放課後子供教室」などを活用することにより、増え続けるニーズへの柔軟な対応が必要です。

#### 【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①放課後児童クラブの充実	4年生までの受け入れを見直すとともに、今後も増え続けるニーズに応えるために、定員増により受け入れ体制の充実を図ります。ニーズに見合った施設を整備するとともに、引き続き施設の維持・管理に努めます。
	子どもに対して放課後児童支援員によるきめ細かい支援を通して放課後児童クラブの充実を図ります。発達障害をはじめとするさまざまな障害のある子どもを受け入れている現状を踏まえ、放課後児童支援員の配置の充実を図ります。
	子どもの健全育成に努めるために、放課後児童支援員の研修をさらに充実させ、専門機関等と連携を図ります。保護者や小学校との連携により、安心安全でかつのびのびと過ごせる放課後児童クラブの運営体制の充実を図ります。
	「放課後子供教室」との連携を図ります。



方向性	方策(事業)の内容
<b>②放課後子供教室の充実</b>	子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援することを目的に整備します。
	本市では現在「放課後子供教室」(あいあい広場)の運営が2校あり、今後、本計画の実施期間中にすべての小学校に整備することを目指します。
	今後、本計画の実施期間中にすべての放課後子供教室において放課後児童クラブとの連携を図ります。
<b>③児童館の充実</b>	西側地区に児童館を整備します。
	おはなし会やミニ運動会などの事業の充実を図ります。

## 第4章 具体的な施策の展開

### (3) 子育てと仕事の両立支援の充実

方向性	方策(事業)
① 事業主への働きかけの推進	◆育児休業制度等の普及促進
② ワーク・ライフ・バランスの推進	◆ワーク・ライフ・バランスの啓発
③ 男女共同参画意識の啓発促進	◆情報や学習機会の提供の充実

#### 【現状と課題】

子育て、介護、家事など家族的な責任と仕事の両立を図るためには、自治体など公的機関とともに、民間企業においても、よりよい職場環境をつくっていくことが重要です。働きながら子育てもできる方向へ社会を導くために、自治体としては、男性の働き方の見直し、出産休暇、育児休業の取得が勧められる労働環境の整備のために何ができるのかを考え、啓発活動などを実施していくことは大切です。

シフト制など就労形態の多様化により、さまざまな勤務形態が想定され、保育時間の延長や夜間保育、休日保育など保育サービス機能の拡大を図ることは、多様な就労形態を可能にします。しかし、そのことが子どもの健全な育成に資することなのかという課題も出てきます。保育サービスの充実が真に「子どもの最善の利益」となる支援になるように、今後も検証していく必要があります。

子どもとのふれあいの時間と就労の時間のバランスを取ることも健全な家庭生活にとって必要なことです。仕事と家庭生活が両立できる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方の普及が求められています。

父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は高まってきているものの、子育て期の父親の家事・育児時間は、諸外国に比べ、依然として少ない時間にとどまっています。家事・育児は女性の責任とする意識はまだ根深いものがあります。他方で、夫の家事・育児時間が長い夫婦ほど、第二子以降の出生割合が高い傾向が見られており、育児において父親が積極的に役割を果たすことが望まれます。男性は「仕事」、女性は「家事・育児」という意識を払拭し、男女が共に仕事と家庭に参画する男女共同参画社会の実現のための啓発活動が今後も重要です。

## 【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①事業主への働きかけの推進	<p>職場や社会全体の意識の変革並びに男性の子育てへの関わりを支援及び促進する国の「イクメンプロジェクト」については、本市においても促進します。</p> <p>父母ともに育児休業を取得する場合に休業期間を延長できる「パパ・ママ育休プラス」等を活用した男性の育児休業の取得促進に向けて、市内の事業主に育児休暇制度の意識啓発と育児休業給付金等制度の周知を図ります。</p>
②ワーク・ライフ・バランスの推進	<p>今後の少子化対策や子どもの健全育成という観点からもワーク・ライフ・バランスの考え方は重要であるため、それが何であるか、どのような効果があるのかなどについて、子育て支援拠点などで情報提供や学習の場を設けて普及啓発を図るとともに、八都府市共同キャンペーン（1都3県4政令市）による職員の一斉定時退庁を始め、域内の企業や住民にワーク・ライフ・バランスの推進を訴えていきます。</p> <p>職場全体の長時間労働の是正については、ノー残業デーの実施を促進することなどを通して、子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合える仕組みを支援します。</p>
③男女共同参画意識の啓発促進	<p>性別による固定的な役割分担意識にとらわれない男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画情報誌「かがやき」の配付の継続や市民啓発講座及び市民対象のセミナーの開催を引き続き行い、学習機会の提供に努めます。</p> <p>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方を広く普及させ女性の基本的人権の確保に努めます。</p>

## ◇コラム◇

## リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは？

性と生殖に関する健康と権利。1994年（平成6年）にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、個人、特に女性の健康の自己決定権を保障する考え方のことです。

中心概念は、いつ何人、子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなど、思春期や更年期の健康の問題等についても議論されています。

基本目標3. どの子ども健やかに育ち、育てられるまちづくり（教育、人権の視点から）

（1）子どもの個性と豊かな心を育む教育の充実

方向性	方策(事業)
① 就学前教育の充実	◆幼稚園教育内容の充実 ◆特別な教育的支援の充実 ◆「幼・保・小・中」の連携の推進（幼・保・小・中教育研究協議会の開催）
② 学校教育の充実	
ア 教育内容・方法の充実と教員の資質の向上	◆教員の指導力向上
イ 特別支援教育の充実	◆特別支援教育・交流教育の充実 ◆発達障害のある児童生徒への専門的な支援
ウ いじめ、少年非行等の問題や不登校への適切な対応	◆相談体制の整備 ◆関係機関との連携 ◆不登校対策プロジェクトの充実
エ 命を大切にする心の教育及び環境教育などの推進	◆道徳教育の充実 ◆体験活動の充実
オ 教育への住民参加と教育活動の評価の推進	◆学校評議員制度の充実
③ 家庭教育の充実	◆家庭教育に関する学級や講座の充実 ◆親子ふれあいウォークの開催
④ 子どもの意見表明と参加の促進	◆子どもフォーラムの開催

【現状と課題】

市内の幼稚園では、それぞれ幼児の生活体験や遊びを豊かにし、個性や創造性を育むように運営されていますが、今後も保育所、学校、地域、家庭等と定期的に情報交換を行い、連携に努める必要があります。

また、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、家庭における子育て力が落ちていくという現在にあって、子育て支援にどうかかわっていくのか、特に障害のある児童の幼児教育の推進については、課題となっています。

就学前の教育・保育を一体として捉えた認定こども園の国における動向を踏まえて、保育所と幼稚園のあり方を研究していく必要もあります。

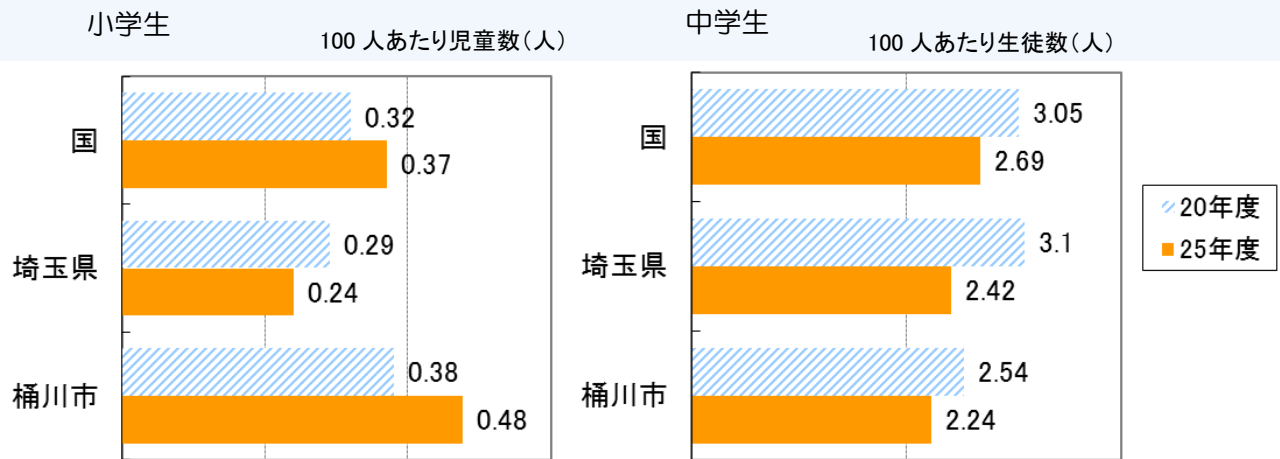
市内には7つの小学校、4つの中学校がありますが、いつの時代でも教育の基本となるのは、学校の教員と児童生徒及び保護者との信頼関係です。学ぶ楽しさや、わかる喜びを実感できる授業をするために、教員はこれまで同様、継続して研修に取り組む必要があります。また、国際理解教育、環境教育、キャリア教育、情報教育、福祉教育など学校が担うべきテーマについても、日々の実践の中で地道に取り組んでいく必要があります。

「障害者の権利に関する条約」を我が国が平成26年1月に批准し、今後「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム(\*2)の構築のための特別支援教育の推進」において、障害のある児童生徒等の就学手続きを、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとしたことなど、特別支援教育の充実が喫緊の課題となっています。通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）やアスペルガー症候群などの児童生徒への学習支援を、障害の状態に応じて行っていけるよう、教員の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの希望に応じ、適切で教育上必要な支援等を行う必要があります。

平成25年9月施行の「いじめ防止対策推進法」において、子どもへの規範意識の指導、保護者の努力義務やいじめ防止の組織設置を学校に義務化するなど、近年増大する「いじめ」問題への対応が図られたところです。生徒指導上、重要課題である問題行動や不登校の解消について、学校、地域、家庭・関係機関が連携して取り組む必要があります。いじめ根絶に関して「いじめ問題対策会議」、「いじめ110番の開設」をはじめとした取組が、本市の教育における重要な課題となっています。下のグラフが示すように、平成25年度の不登校の状況は、平成20年度と比べると、小学生が微増、中学生が微減の傾向にあります。本市で実施したニーズ調査においても、小学生で子育てに関して日常悩んでいること・または気になることのうち「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」に多くの回答がありました（29.5%）。

また、人間関係上のトラブルを暴力に頼らずに解決できるような能力を高め、命の尊さや他人の痛みについて共感する心を養う教育については、これからも継続して行うことが求められています。

### 不登校の状況



教育活動に対する評価と地域住民の教育への参画については、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして、本市では学校評議員制度があるため、今後は保護者や地域住民の意見を反映できるよう、地域の実態に合わせた教育環境を整備していく必要もあります。さらに、学校・家庭・地域が一体となって、子どもを育てる体制を整えていく必要もあります。各学校で、学校応援団やおやじの会など、地域ぐるみのボランティアで子どもを育てる体制を整えていきます。

子育てに関するさまざまな悩みや葛藤の中で、やがてそれを乗り越えて、親も子どもも成長していくものですが、適切な対応がとれないまま、育児不安に陥ったり孤立化してしまうこともよくあることです。現在の子育てを取り巻く状況の中で、親のニーズに応えた子育てに関するさまざまな学習機会を提供していくことが求められています。

- (\*2) インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

## 第4章 具体的な施策の展開

### 【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①就学前教育の充実	幼児が生活体験や遊びを豊かにし、個性や創造性を育むことができるよう幼稚園教育の充実を図るとともに、親支援事業の推進を図ります。
	在園している障害児に対して、関係機関と連携を図りながら支援します。
	「幼・保・小・中の連携」により円滑な接続を図るとともに、地域や家庭と情報交換を行い、ゆとりある子育てができるよう努めます。情報交換などを行う「幼・保・小・中教育研究協議会」を継続して開催していきます。
②学校教育の充実 ア 教育内容・方法の充実と教員の資質の向上  イ 特別支援教育の充実  ウ いじめ、少年非行等の問題や不登校への適切な対応	教員が児童生徒や家庭との間で信頼関係を築くことが重要なことから、基礎的・基本的な学習内容の習熟に努め、子どもの良さを活かす評価を工夫するなど、学ぶ楽しさやわかる喜び・できた達成感を実感できる授業を展開していきます。子どもや地域の特性を活かし、子どもが自主的、主体的な態度で学習に取り組めるよう工夫を重ねていきます。
	現在の少人数指導やチームティーチング(*3)などの機会を増やし、さらに、一人ひとりに対応したきめ細かな指導ができるよう取り組んでいきます。
	研究発表の公開などを行い、教員と児童生徒、保護者との信頼関係を確立するため、教員の指導力と意識向上を図るとともに、教員の研修の成果が児童生徒に反映されるように、教育活動全般を支援します。
	障害を理由に、差別をしたり、差別をされたりすることがないように、特別に配慮を要する児童生徒への理解を深め、特別支援教育を充実させるとともに、交流教育の充実を図ります。また、幼・保・小・中の連携を図り、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。
	通常の学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障害等のある児童生徒への学習支援についても、教員と指導補助員の研修や巡回支援などによるサポートの充実を図ります。
	いじめや非行・問題行動などの問題解消を図るため、子どもの基本的人権を尊重する中で、専門的な相談員やカウンセラーを配置します。さわやか相談員が4中学校に配置されていますが、思春期から青年期にかけての子どもが心身や性の問題について、安心して学校や教育センター等で相談できる体制を充実させるとともに、学校と関係機関との連携を深めます。
	不登校については、不登校対策プロジェクトリーダー連絡会議を通じて、各校の教育相談体制など対策の充実を図ります。
	「いじめ問題対策会議の設置」、「いじめ110番の開設」、「いじめ・不登校問題解消支援の充実」、「地域見守り隊の設置」の実施についても検討します。

(\*3) チームティーチング：複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式

方向性	方策(事業)の内容
<b>エ</b> 命を大切にす る心の教育及 び環境教育な どの推進	<p>人がお互いの違いを認め合い、尊重しあって生きていくために、人間関係上のトラブルを暴力に頼らずに解決できるようにコミュニケーション能力を高め、命の尊さや他人の痛みについて共感する心を養う教育を推進します。</p>
	<p>道徳教育については、心豊かな子どもの育成を目指し、生命の尊重や自他の理解、思いやりを育む教育を推進します。</p>
	<p>感動する心や感謝の心を育むため、直接自然や人と触れ合う体験活動の充実を図ります。</p>
	<p>環境、福祉、国際理解など今日的な課題であるテーマに関しても、総合的な学習の時間などを活用しながら、日々実践します。</p>
<b>オ</b> 教育への住民 参加と教育活 動の評価の推 進	<p>学校評議員制度により、学校運営等について意見や助言を得ることで、地域や社会に開かれた学校づくりを推進します。また、学校と家庭・地域との連携を強化し、それぞれの教育力の充実や向上につなげていきます。</p>
	<p>今後も教員、関係者による評価を行い、その結果を踏まえて、学校ごとの現状と課題を明確にし、教育目標や教育活動などに反映させていきます。</p>
<b>③家庭教育の充 実</b>	<p>「家庭教育に関する講演会」、県が作成した「親の学習プログラム」など、子育てに関係する学習機会をさらに充実します。</p> <p>毎月第3日曜日を「家族の日」として設けています。その意義、家庭の役割・重要性について再認識するために、親子ふれあいウォークやポスターコンクールなどを通じて取り組みます。具体的には、青少年健全育成市民会議主催事業で、親子ふれあいウォークを実施します。</p>
<b>④子どもの意見 表明と参加の 促進</b>	<p>子どもフォーラムなど、子どもが社会に対して興味と関心をもち、意見を出す場を作ることにより、社会参加の機会拡大に努めます。</p>

## 第4章 具体的な施策の展開

### (2) 子どもの人権の擁護

方向性	方策(事業)
① 児童の権利に関する条約の普及促進	◆条約の積極的な学習の推進（成人学級講座）
② 児童虐待防止対策の推進	
ア 児童家庭相談援助体制の充実	◆児童家庭相談援助体制の充実 ◆要保護児童対策地域協議会の充実
イ DVに対する取組の充実	◆ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する取組の充実

#### 【現状と課題】

かけがえのない一人の人間として、子どもの人権が侵害されることがあってはなりません。子ども一人ひとりが等しく尊重され、その最善の利益が保障されるよう、施策を推進していかなければなりません。しかし、現実には子どもの人権や意見が尊重されない場合が多々あり、その最たる事例が虐待です。

平成25年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は73,765件で前年度より7,064件（10.6%）増加しており、23年連続で過去最多を更新している状況です。また、厚生労働省が実施した平成24年度中に発生した虐待による死亡事例等の調査によると、虐待による死亡は78事例（90人）で、心中以外の虐待死51人のうち、死亡した子どもの年齢0歳が22人（43.1%）と最も多くなっています。主たる加害者は実母が38人（74.5%）と最も多くなっています。実母の抱える問題としては、「妊婦健診未受診」、「母子健康手帳の未発行」、「望まない妊娠」が多くなっています。加害の動機として、「保護を怠ったことによる死亡」と「泣きやまないことにいらだたため」が多く、その背景には社会的支援からの孤立が一因であると考えられます。

本市の状況としては、平成25年度の児童虐待相談件数は47件で、通告先の半数以上は児童相談所からの調査依頼（55.3%）となっています。また、約3割が0～3歳児に対する虐待相談（34%）となっています。対応として、一時保護されたケースが1件で、継続対応が4件、地域支援・見守りが8件、状況確認のみが33件となっています。

本市では「要保護児童対策地域協議会」を平成18年度に発足させ、平成25年度においては、代表者会議を年1回、実務者会議を4回開いたほか、要支援児童やその家族への具体的支援について、「事例検討会議」を年8回開催して各関係機関の連携を図っています。

児童虐待は、子育て中の家庭ではどの家庭でも起こり得るとの認識に立ち、私たち一人ひとりが自己の問題であるとの理解を深め、虐待防止の役割を担っていくことが重要です。児童虐待から子どもを守るためには、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要があります。そのために、一人ひとりが地域の様子に目を配っていく必要があります。



【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①児童の権利に関する条約の普及促進	子どもが社会の一員として尊重されるように「児童の権利に関する条約」について積極的な学習を進めるとともに、普及・啓発に努めます。条約の積極的な学習を進め、趣旨の徹底や啓発を図るために、地域住民及び集会所利用団体を主な対象者として、定期的に「成人学級」を実施しており、その中の一つとして「子どもの人権」についても取り上げていますが、今後も継続を図ります。
②児童虐待防止対策の推進	
ア 児童家庭相談援助体制の充実	家庭環境に心配がある児童、虐待を受けた児童、育児に不安や負担を感じている保護者などに対し、保健、教育、福祉などの関係機関が連携し、相談・保護体制を充実して、児童虐待の早期発見・適切な支援を図ります。
	子どもの安全を守るため、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、子どもを守る地域ネットワークとして有効に機能させ、関係機関の連携を図ります。
	「教育センター機能の充実」など、各種機関の活用も検討します。
	虐待をした保護者や疑いのある保護者を地域で孤立させないように、見守りながらフォローできる体制の構築に努めます。
イ DVに対する取組の充実	児童虐待に連動することが多い DV についての取組を充実し、関係機関の連携を図ります。

◇コラム◇

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?

夫婦や恋人など、親密な関係にある人、またはあった人から振るわれる暴力（身体的、性的、精神的、経済的暴力など）のことを指します。

## 第4章 具体的な施策の展開

### (3) 支援を要する子ども・家庭へのきめ細やかな取組の推進

方向性	方策(事業)
① ひとり親家庭等の自立支援の推進	
ア 職業情報・相談の充実	◆職業情報・相談の充実
イ 支援制度の周知・利用の促進	◆ひとり親家庭等医療費の助成 ◆母子家庭等高等職業訓練促進給付金、母子家庭等自立支援教育訓練給付金の利用促進
② 障害のある子どもへの支援の充実	
ア 療育事業の充実	◆親子教室、言語指導、運動機能訓練、心理相談、医師発達相談の充実 ◆福祉サービスの充実
イ 通所支援・訪問支援の充実	◆児童発達支援の充実 ◆巡回相談の充実 ◆保育所等訪問支援の充実
ウ 相談支援の充実	◆障害児相談支援の充実

#### 【現状と課題】

さまざまな理由により、ひとり親家庭が増える中、ひとり親家庭が自立するためには、就業に主眼をおいた総合的な施策が必要です。

また、経済的支援として助成している「ひとり親家庭等医療費」については、平成26年4月から市内の医療機関での窓口払いの廃止を実施しました。

また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、ノーマライゼーションの理念に基づき、身近な地域で安心して生活できる観点から、適切なりハビリテーションの提供、福祉サービスの充実、放課後・長期休業中を含めた日中活動の場の確保、保護者に対する育児相談や家族への支援など総合的な取組を進める必要があります。

さらに児童発達支援センターにおいて、就学前の成長、発達に関して心配のある子どもと保護者に対して、専門的な支援を行っていますが、就学後の子どもに対しても引き続き、相談や機能訓練などの事業を継続していくことが求められており、検討していく必要があります。

#### 【施策の方向性】

方向性	方策(事業)の内容
①ひとり親家庭等の自立支援の推進	
ア 職業情報・相談の充実	職業情報等のパンフレットの配布、相談窓口の紹介を行い、子育てをしている親の再就職のために情報提供や相談の充実を図ります。
イ 支援制度の周知・利用の促進	ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう、ひとり親家庭等医療費の助成をします。市内の医療機関については、窓口払い廃止による医療費の負担軽減を引き続き行います。 ひとり親家庭等に対する経済的な自立を支援するための制度（母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業、母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業など）について周知・活用の促進を図り、自立を支援します。

方向性	方策(事業)の内容	
<b>②障害のある子どもへの支援の充実</b> <b>ア 療育事業の充実</b>	<p>発達障害などを早期発見できるように、乳幼児健康診査の充実を図り、目標値として受診率 90%以上の維持を図ります。成長、発達に心配のある子どもと保護者に対して、早期の支援を行うため、親子教室、言語指導、運動機能訓練、心理相談、医師発達相談を実施していますが、今後さらに事業の充実を図ります。保健センター（乳幼児健康診査）等との関係機関と連携し、ニーズを把握し、サービスの適切な提供を行います。就学後の子どもに対しても引き続き、相談や運動機能訓練などの事業を継続していくこと及び放課後・長期休業中を含めた日中活動の場の確保について検討します。</p>	
	<p>障害のある子どもと保護者が安心して地域生活を送れるよう、福祉サービスの充実を図ります。</p>	
	<b>イ 通所支援・訪問支援の充実</b>	<p>児童発達支援センターいずみの学園において、発達に遅れや障害のある幼児などに対して、通所による専門的な療育指導を行うとともに、その家族に対する支援を行う児童発達支援の充実を図ります。保健センター（乳幼児健康診査）等の関係機関と連携し、ニーズを把握し、サービスの適切な提供を行い、スタッフの充実や専門性の向上に努めます。</p>
		<p>児童発達支援センター分室において、保育所や幼稚園等の集団に在籍し、集団適応が困難な子どもに対し、より適切な保育方法の助言等を行う巡回相談や保育所等訪問支援などのサービスを提供し、地域で安定した生活が過ごせるよう支援の充実を図ります。</p>
	<b>ウ 相談支援の充実</b>	<p>児童発達支援センター分室に配置した相談支援専門員が適切なサービスを検討し、利用者の立場に立った障害児支援利用計画等の作成や利用状況の見直し等を行う障害児相談支援事業の充実を図ります。また、事業所としての運営体制の充実を図ります。</p>